





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年3月31日(水) 号外(第21号)

■ 目 次

	ページ
規 則	
○群馬県公舎管理規則の一部を改正する規則(財産有効活用課)	2
○群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則(県民活動支援・広聴課)	2
〇群馬県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則(同)	3
○群馬県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(児童福祉・青少年課)	3
○群馬県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則(障害政策課)	4
告示	
○納税貯蓄組合に関する規程の一部を改正する告示(税務課)	5
○特定非営利活動促進法の規定による公告、縦覧、閲覧及び謄写に関する規程の一部を改正する告示	
(県民活動支援・広聴課)	5
訓 令	
○群馬県処務規程の一部を改正する訓令(人事課)	6

規

則

群馬県公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和三年三月三十一日

群馬県知事 Ш 本 太

群馬県規則第百八号

正する。 群馬県公舎管理規則(昭和四十三年群馬県規則第五十二号)群馬県公舎管理規則の一部を改正する規則 の 一部を次のように改

第八条第二項中「退居」を「退去」に改める。

る」に、「退居しよう」を「退去しよう」に、「公舎退居届」を「公舎退去届」に改第十条の見出しを「(退去届等)」に改め、同条第一項中「退居する」を「退去す 同条第二項中「退居する」を「退去する」に改める。

第十二条中「入退居」を「入退去」に改める。 第十一条第四号中「退居」を「退去」に改める。

「四」を削り、 別記様式第三号中「台」を削る。別記様式第一号中「白」を削る。 「退居します」や「退去します」 斌 再 口無す」に、

一退居年月 # 斌

卅

を

「退去年月

田」に改める。 別記様式第四号中 「 海 年月日」 を 「退 去 年月日」 に改める。

別紙中 Ē を削る。

この規則は、 令和三年四月一日から施行する。

群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布

令和三年三月三十一日

群馬県知事 Ш 本 太

群馬県規則第百九号

群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。 :馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則 (平成十年群馬県規則第七十八号)

容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。」に改め、同項に次のただし書を第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内ている場合であってその内容に変更がないときは、その旨を記載した書類」を「同項第二十二条第一項中「同項第二号に掲げる書類にあっては、既に当該書類を提出し

加える。

ただし、同項第二号に掲げる書類については、 既に知事に提出されている当該書

別記様式第二号中「呂」及び「七戌」を削り、別記様式第一号中「呂」を削る。類の内容に変更がない場合は、この限りでない。 「第10条第3項」や 「第10条第

4周」に改める。

改める。 別記様式第五号中「臼」を削り、同様式注2中「反対予瓣峠」を別記様式第三号及び別記様式第四号中「臼」を削る。 「活動予算書」

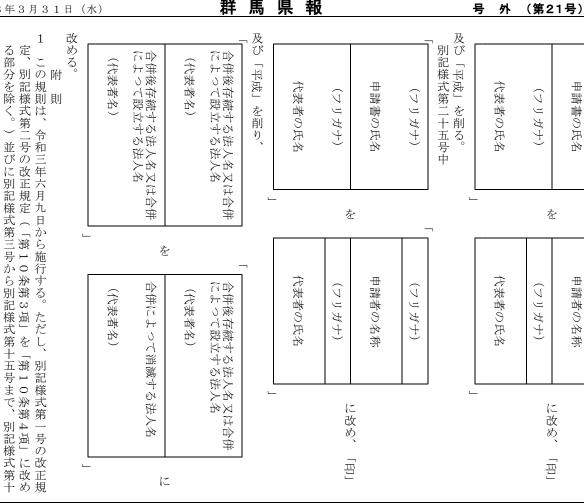
に

別記様式第十七号及び別記様式第十八号中別記様式第六号から別記様式第十五号までの規定中 「印」を削る。

代表者の氏名 申請書の氏名 (フリガナ) (フリガナ を 申請者の名称 代表者の氏名 (フリガナ (フリガナ) に改め、 三

別記様式第十九号から別記様式第二十二号までの規定中及び「お戌」を削る。

別記様式第二十四号中及び「お成」を削る。 代表者の氏名 (フリガナ) (フリガナ) (フリガナ) 法人名 を 代表者の氏名 (フリガナ) (フリガナ) (フリガナ) 法人名 に改め、



2 この規則の施行(前項ただし書に規定する改正規定にあっては、 活動促進法施行条例施行規則(次項において「改正前の規則」という。)の規定に規定による施行をいう。次項において同じ。)の際現に改正前の群馬県特定非営利」。この規則の施行(前項ただし書に規定する改正規定にあっては、同項ただし書の 行規則の相当規定により提出されたものとみなす。 より提出されている申請書等は、改正後の群馬県特定非営利活動促進法施行条例施

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、 適宜補正して使用することができる。 当分

群馬県情報公開条例施行規 令和三年三月三十一日 削の 一部を改正する規則をここに公布す

群馬県知事

Ш

本

太

群馬県規則第百十号

群馬県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

ように改正する。 群馬県情報公開条例施行規則(平成十二年群馬県規則第百二十三号) の 一部を次

第二条を次のように改める

第二条 に関する条例施行規則(令和三年群馬県規則第八十五号)第三条各号に掲げる機関2二条 条例第二条第四項第三号の規則で定める県の機関は、群馬県公文書等の管理 (条例第二条第四項第三号の規則で定める機関

とする。

(条例第二条第四項第三号の歴史的な資料等の範囲第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 条例第二条第四項第三号の歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用 の資料は、群馬県公文書等の管理に関する条例施行規則第四条に規定する方法によ

別記様式第十一号中「玛」を削る。

り管理がされているものとする。

この規則は、 令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

群馬県児童福祉法施行細則の

部を改正する規則をここに公布する。

群馬県知事

Ш

本

太

群馬県規則第百十一号

うに改正する。 群馬県児童福祉法施行細則 『県児童福祉法施行細則(昭和四十二年群馬県規則第二十六号)群馬県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 の 一部を次のよ

七号から別記様式二十二号まで、別記様式第二十四号及び別記様式第二十五号の改

一規定は、

令和三年四月一日から施行する。

(保育士試験) 第二十八条を次のように改める。

第二十八条 省令第六条の十一第四項、 において「指定試験機関」という。)に保育士試験の実施に関する事務の全部又は規定による申請は、法第十八条の九第一項の規定により知事が指定する者(この条7二十八条 省令第六条の十一第四項、第六条の十一の二第二項及び第六条の十二の 別記様式第二十九号別紙以外の部分中別記様式第二号及び別記様式第八号中 部を行わせる場合、指定試験機関の定めるところにより行うものとする。 「四」を削る。

別記様式第二十九号の十三から別記様式第二十九号の十五までの規定中「臼」円(田岬又は門的猫臼)」を「牙的 「印」を削り、 同様式別紙中「氏名

を削

様式

第四十九号、 別記様式第四十一号から別記様式第四十四号まで、別記様式第四十六号、別記様式第二十九号の十六中「お成」及び「曰」を削る。 別記様式第五十四号から別記様式第五 別記様式第五十二号の三中「エル別記様式第五十二号の二中「エール 別記様式第五十一号及び別記様式第五十二号中「吾」を削る。 一十四号の三までの規定中「哥」を削る。 野」を「用名」に改める。 野」を「田 6」に改める。 別記

別記様式第六十号 別記様式第六十号を次のように改める 削除

別記様式第五十五号から別記様式第五十九号の六までの規定中「印」を削る。

₩

野」を「田

心」に改める。

別記様式第五十四号の四中「圧

別記様式第六十一号中 「申請者氏名

프 を 申請者氏名

様式第九十三号から別記様式第九十七号までの規定中「臼」を削る。別記様式第六十三号表、別記様式第八十五号から別記様式第八十七号まで及び別記 」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

2 3 れている書類は、改正後の同規則の相当規定により提出されたものとみなす。 この規則の施行の際現に改正前の群馬県児童福祉法施行細則の規定により提出さ れている用紙は、 この規則の施行の際現に改正前の群馬県児童福祉法施行細則の規定により作成さ 当分の間、 適宜補正して使用することができる。

群 |馬県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令 和三年三月三十一日

群馬県知事 Ш 本 太

群馬県規則第百十二号

群馬県身体障害者福祉法施行細則 県身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年群馬県規則第三十六号)群馬県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 の —

を

次のように改正する。 様式第一号及び様式第四号中 프 を削

様式第五号身体障害者診断書・意見書 に改め、 を削り、 同様式身体障害者診断書・ (視覚障害用) 総括 表中 意見書 明大昭平治正和成 音聴、声覚、

を

言平

語衡

又はそしゃく機能障害用機能、 総括表中 明大昭平治正和成 を に改め、

を

削

に、 に改め、 同

身体障害者診断書・意見書 |両眼失明」を |両眼視力障害| 音覧、 言語又はそしゃく機能障害用平衡機能、 「角膜混濁」を「緑内障」 別 中 様式 即大昭平

治正和成 を に 改め、 9 を削 ŋ 同 .様式身体障害者診断書・意見

括表、身体障害者診断書・意見書(ぼうこう又は直腸機能障害用)総括表、 書(じん臓機能障害用)総括表、 者診断書・意見書(小腸機能障害用)総括表及び身体障害者診断書・ (肢体不自由用) (じん臓機能障害用)総括表、身体障害者診断書・意見書(呼吸器機能障害用)総身体障害者診断書・意見書(心臓機能障害用)総括表、身体障害者診断書・意見肢体不自由用)総括表、身体障害者診断書・意見書(脳原性運動機能障害用)総括 意見書 身体障害 1(免疫機

能障害用) 総括表中 明大昭平治正和成 を に改 め 9 を削 り、 両眼失

野」を

Ē

を削り、

同様式補装具

に改め、

「町」を削

ŋ

		7	7r \37r 4	-17/
第	こ	「印」を売り、「両眼失明」を「両眼視力障害」める。	断書・意見書(肝臓機能障害用)総括表中	明」を「両眼視力障害」以、「角膜混濁」。
規定巾	別を「氏	曹書」に、「	的大路平 信正和成	」を「繰内障」
	**	「角膜混	を	に し つ め、
を削り、同様式(その		「角膜混濁」を「緑内障」に改	- に 改 め、	——————————————————————————————————————

10 処方箋中 様式第十七号の二補装具 及び (その11) 明治·大正 昭和·平成 中 対し、 (義手) を 処方箋中「虸」 を を削 に改め、 ŋ 医師名 同様式補装具 Ē を削る。 (車椅子)

「困點名」に改め、 同様式補装具 (義足) 処方箋及び補装具 (装具) 処方箋中

(電動車椅子) 処方箋中 明治·大正 昭和·平成 を

同様式補装具 (座位保持装置) 処方箋中 明昭・・・

鑑」を「眼科補装具処方鑑」に改め、 大平 同様式眼科補裝具(眼科補裝具)処方箋中「競型蓋辦泗 を 改め、 「四」を削り、 「蚂」を削る。 同様式眼科補装具処方箋中 (眼科補装具) 「哥」を 処方

薬)」に改め、 様式第三十三号の二 (表)中 備考3を削る。 「氏名 (名称)

様式第三十三号の三 (表)中 備考3を削る。 一天名 (名称)

프

を

「氏名

€

三

を

「氏名

€

学)」に改め、 附

2 1 この規則の施行の際現に改正前の群馬県身体障害者福祉法施行細則この規則は、令和三年四月一日から施行する。

害者福祉法施行細則の相当規定により提出されたものとみなす。前の規則」という。)の規定により提出されている書類は、改正後の群馬県身体障

- 3 改正後の様式第五号の規定は、この規則の施行の日以後に医師が作成する身体障 意見書については、なお従前の例による。 害者診断書・意見書について適用し、同日前に医師が作成する身体障害者診断書・
- 4 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、 の間、 適宜補正して使用することができる。 当分

示

◎群馬県告示第百二十二号

納税貯蓄組合に関する規程の一 部を改正する告示を次のように定め

令和三年三月三十一日

納税貯蓄組合に関する規程 ·貯蓄組合に関する規程(昭和四十五年群馬県告示第五百九十八号)納税貯蓄組合に関する規程の一部を改正する告示 群馬県知事 Щ 本 の 一 部を次 太

のように改正する。

附 則別記様式第一号中「臼」 を削る。

この告示は、 令和三年四月一日から施行する。

◎群馬県告示第百二十三号

を改正する告示を次のように定める。 特定非営利活動促進法の規定による公告、 縦覧、 閲覧及び謄写に関する規程

 \mathcal{O}

部

令和三年三月三十一日

特定非営利活動促進法の規定による公告、 部を改正する告示 縦覧、 群馬県知事 閲覧及び謄写に関する規程の 本

第二条の見出し中「公告」を「公表」に改め、同条中「公告は第一条中「公告」を「公表」に改める。十年群馬県告示第六百五十六号)の一部を次のように改正する。特定非営利活動促進法の規定による公告、縦覧、閲覧及び謄写 閲覧及び謄写に関する規程 (平成

群馬県報に登載して」を 「県のホームページに掲載することにより」に改める。 同条中「公告は」を「公表は」に、

この告示は、 令和三年四月一日から施行する。

(以 下

、改正

群馬県訓令甲第七号

訓

令

群馬県処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和三年三月三十一日

Ш 本

太

地域機関 庁

専門機関

群馬県知事

を加える。 第二条第三号中「部の長」の下に「、デジタルトランスフォーメーション推進監」群馬県処務規程(昭和三十九年群馬県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する群馬県処務規程の一部を改正する訓令 の一部を次のように改正する

進監」を加える。 第三十五条第一項の表中「技監」の下に「、デジタルトランスフォーメーション推 第十八条第一項中「押印しなければ」を「その旨を示さなければ」に改める。

の項中「副所長。副所長が不在のときは、次長。副所長及び次長が共に不在のときは、別表第一ぐんま総合情報センターの項を削り、同表八ッ場ダム水源地域対策事務所

長が不在のときは、主務係長」に改め、同表土屋文明記念文学館の項中「副館長。副不在のときは、次長。副館長及び次長が共に不在のときは、主務係長」を「次長。次次長が不在のときは、主務係長」に改め、同表歴史博物館の項中「副館長。副館長が 長が共に不在のときは、主務係長」を「次長。次長が不在のときは、主務係長」に改別表第二近代美術館の項中「副館長。副館長が不在のときは、次長。副館長及び次主務係長」を「次長。次長が不在のときは、主務係長」に改める。 館長が不在のときは、 め、同表館林美術館の項中「副館長。副館長が不在のときは、主務係長」を「次長。 主務係長」を「次長。次長が不在のときは、 主務係長」に改め

る。

別記様式第七号中「臼」を削る。別記様式第四号中「臼」を削り、注2を削り、注3を別記様式第一号及び別記様式第二号中「臼」を削る。 田 프 注3を注2とする。 凩 殆

別記様式第八号中

別記様式第十号の三中「所属や町」や「所属や」に、別記様式第十号の二の二中「所属や町」を「所属や」を別記様式第十号の二の二中「所属や町」を削る。 「所属長印」や「所属長」 に、 「押印をもして確認するもの 「従事者確認印」を

別記様式第十号の七中別記様式第十号の六中「臼」を削る。のある」を「靐翾し、や〇呵や沢寸」に改める。

職員の意向「時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨を申し出ないこと」 所属長印 所 職 氏名 蔟 時間外勤務代休時間指定簿 時間外勤務代休時間指定 辭 所属長 本人印 を を に、

長」を「総務・浄算係長」に改める。				を に改め、同様 ⁴					氏名 印	「別記様式第十一号の二中「所属坂印」を「所属坂」に、「別以」に改める。	同様式注3中	別記様式第十号の十一中「臼」を削る。 別記様式第十号の十中「宍�� 臼」を「宍��」に改める。	I Z	門家り 中 万 ロ 円 を 世前日 由	A		A: 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	別記様式第十号の八中「本人印」を「申告者」に、「所属」	шш	同様式注に次のように加える。	□ 時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨を申し出ないこいて、職員本人に確認済	2
				同様式注7中「総務企画係							「総務企画係長」や「総務・決算	න ්		田田には	文	用		「所属長印」や「所属長」と、	¶の指定を希望しない旨を申し □に ∀ 点を記入すること。	,	がいいでいく に改め、	
「申請 「申請 「無務由 「所属 「房屋」 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	リ己族弋等ーユテンニをゴロ「FFを別記様式第十四号の九及び別記様式第十二十二 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	の八表面中「凩兇	同様式裏面中「講決」を「講決」に改め、		別記様式第十四号の六中「圧 🙃	別記様式第十四号の四中「エコ」を削る。 エン 別記様式第十四号の三中「エストタ	める。 別記様式第十四号の二の二中「沢 名	十三号の二から別記様式	面中 講決 に改め、 無 第	別記様式第十三号中「凩A」・コーク別記様式第十三号のら別記様式第十二号の	月日長に等して行うの月日長に等して行う日に行う見言すて行って打らる。					É				\frac{5}{5}		別記様式第十一号の三中「別風東呂」を「別風東」に、
15. 18. 18. 18. 18. 18. 18. 18. 18. 18. 18	ない。	- ヨ」を「''''''''''''' に改め、同様式裏面中	「庶 務 を削り、「所属 を「所属 こ 描当印」を削り、「所属 を「所属」に	吾」を「年必」に改め、注3を削り、		召」を「兄俗」に改め、注4を削る。	<u> </u>		苗当日 東田 東 下属 に改める。 下属 を 下属 に改める。	当」を「宋的」に改め、注3を削り、同様式裏二号の匹まての規定中「三」を削る。		-				に改め、同様式注5中「診務☆画家						所属長」と、

| 別記様式第十五号の四表面中「沢名||別記様式第十五号の三中「沢名|| 別記様式第二十四号中 別記様式第二十二号中「印」を削る。 を に改め、 프 徧 を削り、 妣 三」を「宋裕」に改め、三」を「宋裕」に改める。 を を 備港 に改める。 印」を「氏名」 に改める。 同様式注4を を削る。 同様式裏面 に改 附則別記様式第二十五号中「

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

ij

を削

8

毎週火、金曜日発行

発 行 **群 馬 県**

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111